

議案第17号

特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部負担に関し同意することについての議決の一部変更について

次とおり特定漁港漁場整備に係る費用の一部負担に関し同意することについての議決（平成21年3月25日議決）の一部を変更することについて、本議会の議決を定める。

平成25年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
1	県が負担する事業		1	県が負担する事業	

<p>漁港漁場整備法第4条第1項第2号により定められた漁港漁場整備事業とする。</p> <p>2 県が負担する割合</p> <p>漁港漁場整備法施行令（昭和25年政令第239号）第3条第2項並びに後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第1項及び第2項の規定により算定した都道府県が負担すべき基準に<u>掲げる地区の区</u>分に<u>応じそれぞれに定める割合を乗じて得た割合とする。</u></p> <p>(1) <u>日本海西部地区（漁港漁場整備法施行令第1条の2第1号に掲げる海域をいう。）</u> <u>100分の45.5</u></p> <p>(2) <u>隠岐海峡地区（漁港漁場整備法施行令第1条の2第2号に掲げる海域のうち隠岐海峡の海域をいう。）</u> <u>100分の19.6</u></p>	<p>漁港漁場整備法第4条第1項第2号により定められた漁港漁場整備事業とする。</p> <p>2 県が負担する割合</p> <p>漁港漁場整備法施行令（昭和25年政令第239号）第3条第2項並びに後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第1項及び第2項の規定により算定した都道府県が負担すべき基準に<u>100分の45.5を乗じて得た割合とする。</u></p>
---	---